

▶住所の表示が変わります

政令指定都市移行に伴い9つの行政区が設置されることにより、4月1日から住所に「区名」が加わるようになります。

●住所の表示変更の例

平成 15年3月31日まで		平成 15年4月1日から
さいたま市 常盤6丁目4番4号		さいたま市 浦和区 常盤6丁目4番4号
さいたま市 大門町3丁目1番地	➡	さいたま市 大宮区 大門町3丁目1番地
さいたま市 大字下落合 番地		さいたま市 中央区 大字下落合 番地

▶一部の地域で町・大字名が変わります

さいたま市誕生の際、旧浦和・旧大宮地域で重複した町・大字名が変更になりましたが、行政区が設置され区名が加わることにより、町・大字名が次のとおり変更になります。また、さいたま新都心土地区画整理事業区域西側地区の町・大字名についても変更になります。

●町・大字名の変更

変更後の（ ）内は区名です。

変更前(平成15年3月31日まで)	変更後(平成15年4月1日から)	問い合わせ先
大宮仲町1～3丁目	(大宮区)仲町1～3丁目	市民総務課 ☎829-1214 (4月1日以降も同じ番号です)
浦和仲町1～4丁目	(浦和区)仲町1～4丁目	
大字大宮塚本	(西区) 大字塚本	
大字浦和塚本	(桜区) 大字塚本	
大字大宮昭和	(西区) 大字昭和	
大字浦和昭和	(桜区) 大字昭和	
上木崎1丁目の一部、北袋町1丁目の一部、上落合1丁目の一部、吉敷町2丁目の一部、大字上落合の一部、錦町の一部 以上、さいたま新都心土地区画整理事業区域西側地区	(中央区)新都心	

発行 さいたま市
編集 政令指定都市準備室 ☎829-1883

2100
古紙配合率100%再生紙を使用しています